

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務実績の自己評価方法

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「旭中央病院」という。）は、業務の実績に関する自己評価の方法について、次のとおり行う。

1 評価の基本方針

業務の実績に関する評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定による「各事業年度に係る業務の実績に関する評価」及び同法第30条の規定による「中期目標に係る業務の実績に関する評価」とし、業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

中期目標及び中期計画に基づき作成された年度計画を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について、総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標及び中期計画を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について、総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する自己評価の方法

各事業年度に係る業務の実績に関する自己評価は、法第25条第2項第2号から第5号までに係る事項について行う。

(1) 自己評価

自己評価は、各項目に数値その他による客観的な事実の確認に基づき、次の5段階による評価を行うものとする。

S … 年度計画を大きく上回っている

A … 年度計画を上回っている

B … 年度計画をほぼ予定どおりに実施している

C … 年度計画を下回っている

D … 年度計画を大きく下回っており改善が必要である。

(2) 自己評価結果の提出

旭中央病院は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営等に関する規則第6条の規定による報告書を作成し、当該規則の定める期限までに評価委員会に提出する。この場合において、旭中央病院は、年度業務実績報告書と評価委員会が評価のための調査・分析に係る資料を併せて提出する。